

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）  
分担研究報告書

心理職の役割の明確化と育成に関する研究（H26-特別-指定-011）

〔分担研究課題〕心理職の各種民間資格制度に関する調査

分担研究者 横山知行（新潟大学人文社会・教育科学系 / 教授）

研究要旨

本研究は、二つの調査からなる。調査1では、わが国における心理職の各種民間資格制度の概略を明らかにするため、一定の基準に基づき選択した97の心理学・心理療法に関わる団体に質問紙を郵送し、心理職の業務となる資格の認定・発行を行っているか否か、また、行っている団体については、その資格名、資格取得者数、資格取得の要件、資格取得後の研修等を記入の上、返送していただいた。回答が得られた63団体のうち、資格の認定・発行を行っていたものは22団体であり、資格の数は37であった。各資格取得者数のレンジは、1名～54,997名で、その総計は95,363名であった。わが国における心理職の各種民間資格は、資格審査を受ける要件、資格審査の方法、資格取得後の研修・更新制いずれも、実に多様であり、同列に検討することができないことが明らかになった。調査2では、調査1であげた資格または臨床心理士資格を任用の条件としていないが、公的機関より事業委託を受けており、独自の養成・研修システムを有している相談機関に面接調査を行い、人材養成・訓練・研修のシステム、および、実質的な活動内容について検討した。その結果、こうした相談機関の中にも、心理職となるために必要な訓練を行っている機関があることが明らかになった。また、このような機関の特徴として、心理職となるまでに何段階かの選抜が行われていること、目配りの効いた個別指導が行われていることが示された。この利点を、心理職の国家資格化が行われた際に、どのように大学・大学院教育に活かしていくかが今後の課題である。

A. 研究目的

今日、わが国において心理職の民間資格は、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、特別教育支援士をはじめ、数多く存

在する。本研究では、まず、調査1として、他の分担研究者により別途報告が行われることになっている臨床心理士以外の民間資格のうち、研究方法で述べる包含基準に該

当する心理学・心理療法に関わる団体に質問紙調査を行い、民間資格の概要を明らかにする。

次に、調査2として調査1であげた資格または臨床心理士資格を任用の条件としていないが公的機関より委託を受けている相談機関に面接調査を行い、こうした機関における人材の養成・訓練・研修システム、および、実質的な活動内容について検討する。

## B. 研究方法

### < 調査1 >

平成26年11月に、次のa)~c)に該当する97団体宛てに質問紙を郵送し、その活動内容に、心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。のいずれか一つ以上を含む資格の認定・発行などを行っているか否か、また、行っている団体に対しては、さらに、その資格名、資格取得者数、資格取得の要件、資格取得後の研修等を記入の上、返送していただいた。期限までに回答のなかった団体には、再度、回答を依頼する葉書を送付し返送を依頼した。

- a) 学校心理士、臨床発達心理士、特別教育支援士、認定心理士、ガイダンスカウンセラー、産業カウンセラーそれぞれの資格認定団体。
- b) 臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理師国家資格制度推進協議会、日本

心理学諸学会連合のいずれかに属する団体のうち、その性格が異なる、国立精神医療施設長協議会、精神医学講座担当者会議、全国自治体病院協議会精神科特別部会、日本精神病院協会、日本精神神経科診療所協会、日本医師会を除外したもの。

- c) b)の3つの団体に加入していない日本学術会議協力学術研究団体のうち、心理学および心理療法に関するもの。

### < 調査2 >

平成26年12月~27年3月にかけて、調査1であげた資格または臨床心理士資格を任用の条件としていないが、公的機関より事業委託を受けており、独自の養成・研修システムを有している心理相談機関のうち4カ所を訪問し、理事長、副理事長、事務局長等、その機関の動向を熟知している方に、以下の事項を含む聞き取り調査を施行した。実施している相談業務の内容。養成カリキュラムを受講する要件。カリキュラムの内容。カリキュラム修了の要件。資格取得後の教育・研修体制。なお、聞き取り調査にあたっては、本調査の目的と調査内容を十分に説明し、また、記録にICレコーダーを用いることも含め同意を得た後に行った。さらに、聞き取り終了後、聞き取り調査の概要を報告書に掲載することについて確認し、同意を得た。

## C. 研究結果

### < 調査1 >

97団体のうち、63団体より回答が得られた(65.0%)。このうち、先述した3つの活動内容のいずれか1つ以上を含む資

格の認定・発行を行っている団体は表に示す 22 団体 (35.0%) であり、総資格数は 37 であった。

表 回答を得た資格認定・発行団体

- ・臨床発達心理士認定運営機構
- ・特別支援教育士資格認定協会
- ・スクールカウンセリング連絡協議会
- ・産業カウンセラー協会
- ・日本カウンセリング学会
- ・日本学生相談学会
- ・日本家族心理学会
- ・日本芸術療法学会
- ・日本描画テスト・描画療法学会
- ・日本教育カウンセラー学会
- ・日本健康心理学会
- ・日本心身医学会
- ・SST普及協会
- ・日本認知・行動療法学会
- ・日本応用心理学会
- ・日本 EMDR 学会
- ・日本スポーツ心理学会
- ・日本交流分析学会
- ・日本選択理論心理学会
- ・日本福祉心理学会
- ・日本臨床催眠学会
- ・メンタルケア学術集会

以下、その概略を述べていく。

1) 各資格取得者数のレンジは、1 名～54,997 名で、その総計は 95,363 名であった。

2) 資格審査を受ける要件として、22 団体のうち 13 団体が当該団体に所属していることを求めている。その期間は入会していればよいものから 3 年以上の会員歴とするものまであったが、2 年以上とするものが最も多かった。また、13 団体が、その専門領域の実践経験を求めている。その期間は、1 年以上もしくは 90 時間以上～8 年以上もしくは 1000 時間以上と多様であった。なお、このうち 1 団体、日本心身医学会では、実践経験と認定するための施設が定められていた。12 団体が研修

会・講習会の受講を要件としていた。その時間は、6 時間～210 時間と様々であった。4 団体が大学院修了をメインルートとしていたが、いずれの団体も、それ以外に受検資格を得るルートが存在した。また、大学または大学院で心理学全般を広く学ぶことを求めていると判断されるものは、臨床発達心理士認定運営機構と日本心身医学会の 2 団体であり、その他の団体では、各団体の専門領域に関する科目およびその関連領域の科目の履修のみが要件とされていた。

3) 資格審査は筆記試験を課しているもの 9 団体、口述試験を課しているもの 11 団体、レポートを課しているもの 6 団体、ロールプレイを課しているもの 1 団体、実践場面を録画した DVD を課しているもの 1 団体であった。また、5 団体は書類審査のみであった。

4) 更新制は 18 団体が行っていた。更新期間は 3～10 年で、5 年のものが最も多かった。

5) 更新の要件としては、学会参加、研修会参加、学会発表、学術論文・著書の発表、スーパービジョンが大部分の団体であげられており、他に、関連団体の資格を有すること、学会運営への協力をあげているものが認められた。

#### < 調査 2 >

聞き取り調査を行った 4 機関の概要は次の通りである。

##### 1) A 機関

昭和 30 年代に開設された政令指定都市にある心理相談機関であり、自治体家庭生活相談窓口へのカウンセラーの派遣、犯罪被害者相談事業、障害者あんしん相談事業、

自殺対策緊急強化推進事業、心の健康相談づくり電話相談など、多くの公的機関からの受託事業を行っている公益社団法人である。

相談業務に当たるためには、この団体の三級、二級、一級の3段階からなるカウンセリング研修講座を受講し、一級の認定を受け、さらに、認定後は実務研修講座を継続して受講する必要がある。三級は臨床心理学、発達心理学、教育心理学等の心理学科目および社会学、社会福祉学、特別支援教育等の心理学関連科目、および、施設見学を含む計124時間の講座を半年間で受講する。講師はその領域専門の大学教員が中心となっている。受講の要件は高卒程度の学力を有することである。二級は臨床心理学、精神医学、社会福祉等学を中心とした、より専門的な講義84時間と、ケース研究およびロールプレイからなる演習62時間、施設見学10時間の計156時間の講座を半年間受ける。受講の要件は三級の講座を修了し、二級進級の認定を得ていることである。この認定試験は、学修内容に関わるレポート審査であり、8割以上、ことに近年では大多数の者が二級進級への認定を得ているという。一級は、1年目はロールプレイと文献講読、2年目、3年目はゼミ形式の事例検討会とグループワークを中心に行われている。受講の要件は二級の講座を修了し、一級進級の認定を得ていることである。この認定試験は、論述試験である。論述試験の審査は3人の審査委員（精神科医、臨床心理士、選択問題の出題委員）で行い審査委員会で判定する。また、修了判定はレポートと複数の審査委員による口頭試問からなる。一級進級の認定審査、および、修了判

定の段階でカウンセラーとしての適性がないと判断された者には、その旨、明確に伝えるという。一級を取得した者は、さらに、10回20時間のグループ研修および年間10回20時間の、いずれもケース研究が中心となる全体研修を継続して受講する必要がある。5年に1度、レポートによる再認審査がある。また、受託事業での面接を担当するためには、初回更新までの間、ボランティアでインターン研修を行うことが求められている。インターン研修は電話相談担当であり、毎回、アドバイザーが相談内容をモニターし、振り返りを行っている。

なお、一級の認定を受けている者は約800名、このうち2割～3割が現業者に該当すると考えられるとのことであった。

## 2) B機関

昭和40年代に設立された政令指定都市にある心理相談機関であり、犯罪被害者相談事業、自治体職員のメンタルヘルス相談事業、女性センターの相談事業等、公的機関からの事業の受託や、事業への卒業生の紹介を行っている公益財団法人である。

相談業務に当たるためには、カウンセリング実践力養成コースの受講と、カウンセリング実習ルームでの実践を行う必要がある。カウンセリング実践力養成コースの学修内容は、カウンセラーの基本的態度・傾聴スキルに関わるもの、心理アセスメントに関わるもの、カウンセリング技法に関わるものに大別され、それぞれ25時間の理論講座と25時間の体験講座、計150時間を1年間で受講する。受講の要件は、特に定められていないが、明らかに受講に支障がある問題を抱えていると思われる方の場合、稀にお断りすることがあるという。カウ

セリング実習ルームでは、相談室におけるインターン・カウンセリング（クライアントに十分な説明と同意を行い同意が得られた者に、インターン生としてスーパーバイザーの指導下で実際にカウンセリングを行う）年間 30 回のロールプレイ演習およびケースの少人数グループスーパービジョンを行うチーム学習、月 1～2 回の面接の基本姿勢や倫理、また、面接記録の書き方、事例検討会、実践的なテーマに沿った演習・講義が行われる。2 年間で標準的な履修期間であるが、それを超える者も稀ではないという。受講要件は、カウンセリング実践力コースを修了し、かつ、30 分のロールプレイおよび面接審査からなる入室審査に合格することである。修了要件は、自分が担当した 1 事例に関するケースレポートとその事例の 1 セッションを取り上げた逐語記録、および、これに基づく口頭試問である。これに合格した者がこの機関の認定上級カウンセラーとして認定され、委託事業や紹介された事業に従事することができる。なお、受講要件のロールプレイ、修了要件のケースレポート、いずれも、臨床心理学の専門家が開発した、評価の客観性がある程度担保されるような方法を用いている。資格更新は 5 年ごとに行われ、その際には、所定の用紙に 5 年間の研修・活動事項を報告し書類審査を受ける。

認定上級心理カウンセラーの資格取得者は 1070 名、旧資格とあわせると 2,000 名ほどがこれまで認定を受けているが、このうち現業者に該当する者は 2 割～3 割程度ということであった。

### 3) C 機関

平成になって間もなく設立された、政令

指定都市にある心理相談機関であり、国家公務員や地方公務員のメンタルヘルス相談、自治体の若者就労事業、社会福祉協議会等の委託事業を行っている NPO 法人である。

心理カウンセラー養成コースが設けられており、1 年ないし 2 年で、24 回に渡り、カウンセリング理論、交流分析、認知行動療法、ブリーフセラピー、イメージ療法の講義および実習を行う。受講の要件は、特に定められていないが、明らかに受講に支障がある問題を抱えていると思われる場合、受講を断ることがある。修了要件は、専門知識に関わるレポートの提出と実技を含む口頭試問である。修了者を対象とした、継続研修が開催されており、更新の要件は、原則としてこの研修に参加することであるという。

受講者には、看護師、教員、精神保健福祉士等、近接領域の資格を有している者がおり、そうした者で心理職に関わる内容に従事している者を含めると、修了者における現業者の比率は 3 割程度、含めないと 1 割程度ということであった。

その他、これまで述べてきた 3 つの機関に共通して語られたこととして、カウンセリング講座受講の契機が自らの心理的問題や身近な周囲の人の心理的問題である者が一定数存在すること、そうした人々には、講座自体が、治癒的な面を持つであろうこと、その中には、自らの問題を解決しつつ良いカウンセラーに成長していく人が存在することであった。

### 4) D 機関

平成 10 年代に設立された特別区にある相談機関であり、自治体より、自殺未遂者

対応連携支援事業、自殺相談ダイヤル、夜間こころの電話相談、精神科救急医療情報センター、女性相談などの受託事業を行っているNPO法人である。

この機関では、各種民間資格を必ずしも相談員の要件としていないが、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、作業療法士のいずれかの資格を有するか、10年以上の精神科医療福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有する者、もしくは、臨床心理士資格を取得予定の者が募集要件であり、その領域における基本的な訓練を受けていることが前提となっている。このため、これまでの3つの機関と異なり、初歩からの養成コースは持っていなかった。ただし、さまざまな職種が相談業務に当たるため、採用前の実施研修、採用後の定期的な相談業務に関わる研修会への参加義務、OJTによる徹底したトレーニングが課されていた。

採用に当たっては、書類審査、個別面接、集団面接が行われるが、このうち特筆すべきは集団面接である。ここでは、架空事例を用い1グループ6~8人で40分程度、その事例の検討を行わせ、発表させる。この中でそれぞれの専門的知識とチームワークの力動を査定するとのことであった。また、相談業務をしていく上で、心理を学んで来た人のメリットとして、<しっかり傾聴できる力を身につけていること>、<気持ちの受け止め方が上手いこと>が、一方、デメリットとして<精神疾患への対応の経験が乏しいこと>、<傾聴しかできない人>や<決めつけが強い人>が存在することが指摘された。

## D. 考察

調査1の結果から、わが国における心理職の各種民間資格は、資格審査を受ける要件、資格審査の方法、資格取得後の研修・更新制、いずれも実に多様であり、同列に検討することができないことが明らかになった。

また、この調査で得られた回答からは、その活動内容に、心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること、心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、のいずれか一つ以上を含む資格の認定・発行などを行っている団体のうち、学部または大学院で心理学全般を学ぶことを求めているものは臨床発達心理士認定運営機構、日本心身医学会の2団体のみであり、それ以外の団体では、受験資格として学部・大学院で求める科目は、その団体の専門領域またはそれに関連したものに限られていた。

心理職の国家資格には、心理学を基盤とした汎用性のある資格であることが期待されている。学部・大学院で心理学に関する専門的知識を身につけさせるためには、先の2団体および臨床心理士の資格審査の要件が、また、汎用性のある資格であるということからは臨床心理士資格審査の要件が求められる。今後、国家資格のカリキュラムや資格審査を行っていくにあたり、これらを精査、検討していくことが課題となるだろう。

なお、心理職の国家資格化にあたり、大

学および大学院で心理学その他心理職に必要な科目を修めて卒業・修了したものととも、大学において心理学その他心理職に必要な科目を修めて卒業した者で所定の施設で実践経験を経たものにも国家試験受験資格を与えることが検討されている。しかし、この実践経験については、現行の民間資格制度の中で 13 団体が資格審査の要件にあげているものの、必要とされる期間は様々であり、さらに、質に関しては日本心身医学会が、実践施設を指定することにより担保しようと試みているのみであった。心理職が汎用性の国家資格となるであろうことを考えると、さまざまな実践経験の形が考えられるが、質の保証という点から実践経験と認定する施設を定めておくという方法は、どの領域であれ十分検討するに値する。

次に、調査 2 の結果から、調査 1 の対象とならなかった相談機関の中にも、心理職として必要な訓練を行っている機関があることが明らかになった。このような機関の特徴として、A 機関、B 機関で見られたように、心理職となるまでに何段階かの選抜が行われていることがあげられよう。このようなシステムが大学・大学院教育にどこまでなじむものか悩ましいところではあるが、国民の利益という点を考慮するならば、その時点でクライアントを担当する適性があるか否か、教育機関が責任を持って判断する必要があるように思われる。

もう一つの特徴は、目配りの効いた個別指導が行われていることである。現在でも多くの臨床心理士養成指定大学院では、同様の個別指導が行われている。国家資格が創設された際にも、その教育課程において、

初期からこのような細やかに行き届いた個別指導が行われることが期待される。

また、大学・大学院で心理学を専攻していないものであっても、着実なトレーニングを積み、民間資格取得後も、研鑽を怠らずクライアントの役に立っている者に対しては、経過措置の対象とすることを考慮する必要がある。

## E. 結論

1) わが国における心理職の各種民間資格制度の概略を明らかにするため、質問紙調査と面接調査を行った。

2) 平成 26 年 11 月、一定の基準に基づき選択した 97 の心理学・心理療法に関わる団体に質問紙を郵送し、心理職の業務となる資格の認定・発行を行っているか否か、また、行っている団体については、さらに、その資格名、資格取得者数、資格取得の要件、資格取得後の研修等を記入の上、返送していただいた。

3) 回答が得られた 63 団体のうち、資格の認定・発行を行っていたものは 22 団体であり、資格の数は 37 であった。各資格取得者数のレンジは、1 名～54,997 名で、その総計は 95,363 名であった。

4) わが国における心理職の各種民間資格は、資格審査を受ける要件、資格審査の方法、資格取得後の研修・更新制いずれも、実に多様であり、同列に検討することができないことが明らかになった。

5) 調査 1 であげた資格または臨床心理士資格を任用の条件としていないが、公的機関より委託を受けている相談機関における人材の養成・訓練・研修システム、および、実質的な活動内容について検討した。

6) このような相談機関の中には、心理職となるために必要な訓練を行っている機関があることが示された。また、このような機関の特徴として、心理職となるまでに何段階かの選抜が行われていること、目配りの効いた個別指導が行われていることが明らかになった。

7) 今後の課題の一つは、心理職の国家資格化が行われた際に、上に示した相談機関の利点を、どのように大学・大学院教育に活かしていくかである。

F. 健康危険情報  
特になし。

G. 研究発表

1. 論文発表  
なし。

2. 学会発表  
なし。

3. その他  
なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況  
なし。



